

結核にかかる定期の健康診断対象者について

感染症法第53条の2において、事業者、学校の長又は矯正施設等その他施設の長は、以下の者について結核に係る定期の健康診断を行わなければならないこととなっている。

▼従事する者

健康診断実施施設	定期
学校 ※1 (専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)	毎年度
病院	
診療所(歯科診療所を含む。)	
助産所	
介護老人保健施設	
社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設 ※2	

▼学生又は生徒(修業年限が1年未満のものを除く。)

健康診断実施施設	定期
大学	入学した年度
高等学校	
高等専門学校	
専修学校	
各種学校	

▼収容者

健康診断実施施設	定期
刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所) ※3	20歳に達する日の属する年度以降において毎年度

▼入所者

健康診断実施施設	定期
社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設	65歳に達する日の属する年度以降において毎年度

※1 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園

※2 1号…生活保護法に規定する救護施設、更生施設
 3号…養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
 4号…障害者支援施設
 6号…婦人保護施設

※3 山口刑務所、岩国刑務所、宇部拘置支所、萩拘置支所、周南拘置支所、美祢社会復帰センター